

市川市職員措置請求に係る監査結果の公表

令和2年8月11日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された市川市職員措置請求に係る監査結果について、同条第5項の規定により別紙のとおり公表します。

令和2年10月9日

市川市監査委員	菅原卓雄
同	白土英成
同	稲葉健二
同	宮本均

市川市職員措置請求に係る監査結果

令和2年10月9日

市川市監査委員

請求人は、令和 2 年 8 月 11 日、市川市監査委員に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により市川市職員措置請求書で監査を請求し、これに対し、同監査委員は、同月 18 日、本件請求については同条所定の要件を備えているものと認め、適法なものとして監査を実施することとした。

第 1 請求人

住 所 市川市新浜 1-10-12-103
氏 名 加藤 圭一

第 2 請求人の請求

1 請求の要旨（原文のまま）

村越祐民市川市長（以下「市長」という。）は、仮庁舎洗面所に「新型コロナウイルスの感染防止」と称して「マウスウォッシュ（洗口剤）」を令和 2 年 3 月 2 日・同年 3 月 9 日・同年 4 月 13 日・同年 5 月 13 日の 4 回に渡り発注した。

その金額は

3 月 2 日分 224,393 円（税込） 3 月 9 日分 238,920 円（税込）

4 月 13 日分 238,920 円（税込） 5 月 13 日分 238,920 円（税込）

合 計 941,153 円（税込）である。

このマウスウォッシュ（洗口剤）を導入するにあたり事前に効果・効能を確認する文書は取り寄せてもおらず存在していない。

当方でメーカーに確認したところ「この製品は、口臭予防・口内を清潔に保つための洗浄剤であり、新型コロナウイルスの感染予防の効果は確認していない」との回答であった。（令和 2 年 4 月 13 日 株式会社オキナ大阪本社営業部に電話で間合わせた）

効果のないものを購入した費用支出、合計 941,153 円は必要性に乏しいまま行われた不当なものであることは明らかであり、これにより市川市は無用の支出を余儀なくされたと言わざるを得ない。

よって、監査委員においては、市長に対し、当該不当な状態を速やかに是正するよう、必要な措置を速やかに講ずべきことを勧告することを求めるものである。

2 請求書に添付された事実証明書

- (1) マウスウォッシュ購入に係る請求書・支出命令登録書 4 件
- (2) 市川市公文書公開請求拒否（文書不存在）決定通知書

第3 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法第 242 条第 7 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与え、令和 2 年 9 月 2 日に陳述を聴取するとともに、同日に新たな証拠の提出を受けた。

1 請求人の陳述（要旨）

- (1) 日本医師会の会長が記者会見で、「うがい薬を使用することによって新型コロナウイルス感染症が予防できるかということについては、現時点でエビデンスが不足している。」と述べたことが、共同通信の記事に掲載されている。
- (2) 日本甲状腺学会、日本内分泌学会、日本内分泌外科学会は、「新型コロナウイルス感染症にヨウ素の含まれるうがい薬が有効であるかについては、現時点では、科学的に評価のできる論文が発表されておらず、重症化予防などの効果は明らかになっていません。」との見解を示している。
- (3) 請求人は、うがい薬を用いることによって新型コロナウイルス感染症を予防できるかということについては、因果関係が科学的に証明されていないと認識している。
- (4) 請求人は、うがい薬というものはポビドンヨードを含有するものであると認識しているが、本市が導入したマウスウォッシュは、歯周病予防などのための口腔ケアに用いられるものであり、ポビドンヨードも含有していないので、新型コロナウイルス感染症の予防としては、なおのこと効果が疑わしいと思っている。
- (5) マウスウォッシュのメーカーも、マウスウォッシュを使用することによって新型コロナウイルス感染症が予防できるということを周知していない。

2 請求人から提出された新たな証拠

- (1) 新型コロナウイルス感染症へのヨウ素系うがい薬の使用についての見解
（日本甲状腺学会、日本内分泌学会、日本内分泌外科学会 令和 2 年 8 月 7 日）
- (2) 「うがい薬コロナ効果「根拠不足」と日医会長」と題する Yahoo!ニュースの記事（共同通信 令和 2 年 8 月 5 日）
- (3) 歯科治療におけるポビドンヨードやリステリンを用いたうがいに関する Rakuten BLOG の記事（記事作成者は不明 令和 2 年 8 月 6 日）

第4 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求書の内容から、次の物品購入を監査対象とする。

(1) 1回目の購入

- ア 支出負担行為確定日（契約日） 令和2年3月2日
- イ 品名及び数量 薬用マウスウォッシュ（9,000個）
- ウ 金額 224,393円（うち消費税及び地方消費税の額20,399円）
- エ 購入先 ウエダビジネス株式会社

(2) 2回目の購入

- ア 支出負担行為確定日（契約日） 令和2年3月9日
- イ 品名及び数量 薬用マウスウォッシュ（10,000個）
- ウ 金額 238,920円（うち消費税及び地方消費税の額21,720円）
- エ 購入先 株式会社コマツ

(3) 3回目の購入

- ア 支出負担行為確定日（契約日） 令和2年4月13日
- イ 品名及び数量 薬用マウスウォッシュ（10,000個）
- ウ 金額 238,920円（うち消費税及び地方消費税の額21,720円）
- エ 購入先 株式会社コマツ

(4) 4回目の購入

- ア 支出負担行為確定日（契約日） 令和2年5月13日
- イ 品名及び数量 薬用マウスウォッシュ（10,000個）
- ウ 金額 238,920円（うち消費税及び地方消費税の額21,720円）
- エ 購入先 株式会社コマツ

購入金額合計 941,153円（うち消費税及び地方消費税の額85,559円）

2 監査対象部署

財政部管財課

3 関係職員の陳述の聴取等

財政部管財課に対して関係資料の提出を求め、令和2年9月2日に、関係職員から陳述を聴取した。

第5 監査の結果

今回の請求を受け、請求書、事実証明書のほか、請求人及び関係職員の陳述聴取、関係資料等をもとに監査を実施した。その結果は次のとおりである。

主 文 本件請求を棄却する。

理 由 以下のとおり。

1 事実の認定

(1) マウスウォッシュの製品概要等について

ア 製品概要

マウスウォッシュは、口腔内の浄化や口臭を抑えるために用いられる洗口液の呼称の1つで、適量を口に含んですすいだ後、吐き出して使用するものである。

なお、製品により、口腔内の殺菌効果や、アルコール成分（エタノール）などの含有量に違いがあるほか、ボトルタイプ、スプレータイプ、使い切りのポーションタイプなどの種類がある。

イ 本件マウスウォッシュの仕様等

本市が購入したマウスウォッシュ（以下「本件マウスウォッシュ」という。）の仕様等は次のとおりである。

メーカー	株式会社オキナ	製品名	ロングスピン X
薬事分類	医薬部外品	容量	14ml/1個
生産国	日本	包装	個別
含有成分	エタノール、キシリトール、塩化セチルピリジニウム（CPC）他	形状	ポーションタイプ （プラスチック容器）

(2) 本件マウスウォッシュ購入の経緯について

関係職員の陳述及び関係書類に基づき本件マウスウォッシュを購入した経緯を確認したところ、次のとおりである。

ア 令和2年1月16日に日本国内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認され、本市では、同月21日に新型コロナウイルス対策連絡会を設置した。

同月28日、政府が新型コロナウイルス感染症を感染症法（平成10年法律第114号）上の「指定感染症」と検疫法（昭和26年法律第201号）上の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定したことを受け、同連絡会を市川市新型コロナウイルス対策本部会議（市長を本部長とし、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に資するための施策等について総合的かつ計画的に推進することを目

的とする庁内組織。以下「対策本部会議」という。)に移行した。

イ 同月 30 日に第 1 回目の対策本部会議を開き、市川市新型インフルエンザ等対策行動計画を準用して各部局で対応に当たるとともに、公共施設利用者への予防対策強化などの対応方針を決定した。

ウ 同年 2 月 13 日、市民 1 人目の感染が確定し、同月 24 日には市内スポーツクラブにおいて複数の感染者が発生、翌 25 日にその事実を千葉県が公表し、大きくマスコミに報道された。本市は、こうした感染者の増加を受け、同日の対策本部会議で対応方針をより強化することとし、翌 26 日には市内の全公立学校の臨時休校を決定したほか、認可外保育施設への休園依頼、市内公共施設の一部閉鎖等、感染拡大を抑制するための施策を行った。

エ 財政部は、市庁舎等における感染拡大防止に加え、転出入の手続き等により市民窓口等が 1 年で最も混雑する時期を迎えることを踏まえ、庁舎等の混雑の解消や来庁者の安心につながる、あらゆる施策を検討し、効果が期待できるものは順次実施することとした。実際に、同月 5 日から公共施設にアルコール消毒液等を設置し始め、その後市民窓口カウンターのアクリル板や空気清浄機等の設置、経路の誘導、窓口整理券番号表示のネット配信、衝立やベンチの増設等を行っている。

オ 同月 27 日頃、市議会議員から財政部次長に対し、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、庁内にうがいができる環境を設けた方が良い旨の提案があった。

カ 財政部は、庁内へのうがい薬の設置の可能性について検討を始めた。財政部職員は、厚生労働省の Web サイト（同月 28 日時点）において「新型コロナウイルス感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）」の 1 つとして「小まめにうがい・手洗いをする」ことが挙げられていることを確認した。

キ 財政部職員は、民間薬局の薬剤師及び市職員の保健師へ連絡し、うがい及びうがい薬について次のことを確認した（それぞれ同様の回答だった。）。

- ① うがいはウイルスや細菌に起因する一般的な感染症の予防効果は期待できるが、新型コロナウイルス感染症に必ず効果があるという確証はない。
- ② 新型コロナウイルスはエンベロープという脂質からできた膜を破壊すればウイルス本体を破壊することができるが、濃度の高いアルコールで破壊できるということしかわかっていない。
- ③ 濃度の高いアルコールを用いてうがいをすることは人体に適さない。
- ④ うがい薬で使用されているポビドンヨードやアルコールにはアレルギーを持っている人がいることを認識しなければならない。

ク うがいは新型コロナウイルス感染症に必ず効果があるという確証はないものの、ウイルスや細菌に起因する一般的な感染症の予防効果は期待できるものであるため、殺菌成分を含んだうがい薬を使用することによって市民に安心感をもって来庁してもらうことができる効果が期待できるのではないかと財政部職員は判断した。

なお、うがいについては、日本国内では手洗いとともに身近な病気予防手段の 1 つとして古くから定着しており、前述のケでも述べたとおり、厚生労働省の Web サイトにおいて「小まめにうがい・手洗いをする」ことが、新型コロナウイルス感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項の 1 つとして挙げられている。

ケ 財政部職員は、来庁者など不特定多数の人が使用することを想定し、個別包装のうがい薬を探したところ、本件マウスウォッシュはうがいに使用でき、殺菌成分としてアルコールと塩化セチルピリジニウム (CPC) が配合されており、特に低濃度とはいえアルコールが含まれていることから、財政部において本件マウスウォッシュの購入を決定した (なお、本件マウスウォッシュの設置の際は、アレルギーを持つ人のためにアルコールが含まれていることを注意喚起する張り紙をすることとした。)

コ 本件マウスウォッシュを設置する旨を財政部長が市長・副市長に口頭で報告し、了承を受けた。

サ 同年 3 月 3 日に開催された対策本部会議において、本件マウスウォッシュの購入や設置等を行う旨を報告した。

(3) 本件マウスウォッシュの使用方法について

うがいとは、「水などを含んで口やのどをすすぐこと」(新村出編『広辞苑 第七版』(岩波書店))をいうが、関係職員の陳述によれば、本件マウスウォッシュは、口をすすぐいわゆるブクブクうがいと、喉をすすぐいわゆるガラガラうがいのどちらでも使用してもらえるように想定して設置したとのことである。

(4) 本件マウスウォッシュの購入手続等について

ア 購入回数

本市は、令和元年度及び令和 2 年度において、本件マウスウォッシュを次のとおり 4 回に渡り購入している。(7・8 ページ表中の日付は全て令和 2 年。)

関係職員の陳述によれば、4 回に分けて購入した理由は、購入当時は当該物品が品薄だったため、必要数量に達するまで、受注できる事業者が見つかり次第発注したことなどによるものである。

	1回目	2回目	3回目	4回目
納品日	3月11日	3月16日	4月13日	5月18日
金額	224,393円	238,920円	238,920円	238,920円
数量	9,000個 (1箱500個入りのものを18箱購入)	10,000個 (1箱100個入りのものを100箱購入)	10,000個 (1箱100個入りのものを100箱購入)	10,000個 (1箱100個入りのものを100箱購入)
事業者	ウエダビジネス株式会社	株式会社コマツ	株式会社コマツ	株式会社コマツ

イ 購入手続

関係職員の陳述及び関係書類に基づき本件マウスウォッシュの購入手続を確認したところ、次のとおりである。

なお、1回あたりの購入金額は全て300,000円以下であるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号並びに市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第111条第6号及び第112条第2項の規定に基づき、1者見積もりによる随意契約により購入している。また、同規則第116条第1項第1号の規定に基づき契約書の作成は省略している。

事務は全て財政部管財課職員が行っている。

① 支出負担行為

	1回目	2回目	3回目	4回目
起票日	3月2日	3月9日	4月13日	5月13日
金額	224,393円	238,920円	238,920円	238,920円
事業者	ウエダビジネス株式会社	株式会社コマツ	株式会社コマツ	株式会社コマツ
決裁日	3月2日	3月9日	4月13日	5月13日

※支出負担行為者は財政部管財課長。ただし1回目及び2回目は管財課主幹による代理決裁。

② 契約・納品

	1回目	2回目	3回目	4回目
契約日	3月2日	3月9日	4月13日	5月13日
金額	224,393円	238,920円	238,920円	238,920円
事業者	ウエダビジネス株式会社	株式会社コマツ	株式会社コマツ	株式会社コマツ
納品日	3月11日	3月16日	4月13日	5月18日
請求日	3月19日	3月17日	4月27日	6月1日

③ 支出命令

	1回目	2回目	3回目	4回目
起票日	3月19日	3月17日	4月27日	6月1日
金額	224,393円	238,920円	238,920円	238,920円
決裁日	3月19日	3月18日	5月7日	6月9日
支払日	4月16日	4月9日	5月21日	6月25日

※支出命令者は財政部管財課長。ただし1回目及び2回目は管財課主幹による代理決裁。

(5) 本件マウスウォッシュの設置場所等について

関係職員の陳述及び関係書類によれば、3月から4月にかけては各種手続き等で来庁する市民等が1年で最も多く、安心して手続き等が行える環境を整備するため、市民窓口のある施設を中心に、次のとおり設置した。

なお、4回目の設置の後は、国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が5月25日に解除されたことに伴い、追加での設置は行っていない。

	1回目	2回目	3回目	4回目	計
仮本庁舎	(3/11) 3,500個			(5/18) 2,000個	5,500個
市川南仮設庁舎	(3/11) 1,500個				1,500個
南八幡仮設庁舎	(3/11) 1,500個				1,500個
分庁舎C棟	(3/11) 1,000個				1,000個
市川駅行政サービスセンター	(3/11) 1,500個				1,500個
男女共同参画センター		(3/16) 500個			500個
大柏出張所		(3/16) 2,500個		(5/18) 1,000個	3,500個
行徳支所、南行徳市民センター		(3/17) 5,000個		(5/18) 2,000個	7,000個
保健センター		(3/17) 1,000個			1,000個
急病診療所		(3/17) 1,000個			1,000個
小・特別支援学校			(4/13) 10,000個	(5/18) 5,000個	15,000個
計	9,000個	10,000個	10,000個	10,000個	39,000個

※（ ）は本件マウスウォッシュを設置した月日。

2 監査委員の判断

以上の関係資料及び請求人並びに関係職員の陳述聴取等に基づき、以下の点を着眼点として本件請求について判断する。

着眼点

- 1 本件マウスウォッシュの購入において、不当な点は認められるか。
- 2 本市に損害が生じているか。

着眼点1 本件マウスウォッシュの購入において、不当な点は認められるか。

(1) 本件マウスウォッシュ購入に至った当時の状況

令和2年1月16日に日本国内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されたことを受け、本市では、新型コロナウイルスの感染者に対応するため、同月21日に新型コロナウイルス対策連絡会を設置し、感染状況の情報収集や市民への周知活動を行ってきた。

同月28日に政府が新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「指定感染症」と検疫法上の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定したことを受け、市民の感染防止を強化するため、同日付で同連絡会を対策本部会議に移行し、同月30日には第1回目の会議を開き、市川市新型インフルエンザ等対策行動計画を準用して各部局で対応に当たることや、公共施設利用者への予防対策の強化、学校・保育施設・福祉施設の予防対策の強化などの対応方針を決定した。

同年2月13日には市民1人目の感染が確定し、そして同月24日には市内のスポーツクラブにおいて複数の感染者が発生したことが報告され、翌25日にその事実を千葉県が公表し、大きくマスコミに報道された。それを受けて、同月26日の対策本部会議において市内全ての公立学校の臨時休校が決定されるとともに、認可外保育施設への休園依頼、市内公共施設の一部閉鎖などが決定された。同時に、市民窓口への混雑時の対応等についても調整が進められた。

特に市民窓口は、例年3月と4月が転出入の手續等により来庁者が非常に多く、年間で最も混雑する時期である。こうした繁忙期を目前に控え、市民に安心して来庁してもらうためには、当時の状況から判断すると、庁内であらゆる感染症予防対策を実施することが急務であったと考える。

(2) 本件マウスウォッシュ購入の目的

財政部においては、市民窓口が3月以降繁忙期を迎えることを踏まえ、市庁舎等における新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、来庁者が安心して手続きを行うことができるようにすることを目的として、市庁舎等の感染症対策に繋がると思われるあらゆる施策を検討した。そして、アルコール消毒液等の設置を始め、

市民窓口カウンターの亚克力板や空気清浄機等の設置、経路の誘導、窓口整理券番号表示のネット配信、衝立やベンチの増設など、感染症対策として効果が期待できると考えられるものはほぼ実施していったものである。

本件マウスウォッシュの購入も、これら感染症対策の取り組みの一環として行われたものである。

(3) 本件マウスウォッシュの効果

本件マウスウォッシュは、衛生用品が品薄で十分確保することが難しい中で、1回の使用ごとに廃棄できる個別包装の品物のうち、うがいに使用でき、配合されている成分に口腔内の細菌除去、殺菌に効果があるとされているものの中から選定したものである。

前述の「1 事実の認定」(2)クのとおり、うがいは新型コロナウイルス感染症の予防に必ず効果があるという確証はないものの、ウイルスや細菌に起因する一般的な感染症の予防効果が期待できるものとされている。

新型コロナウイルス感染症を確実に予防できるという品物が存在しない中で、個別包装により感染に配慮され、口腔内を清潔に保つことができる本件マウスウォッシュに新型コロナウイルス感染症の予防効果を期待したことが認められる。

(4) 本件マウスウォッシュ購入の不当性について

新型コロナウイルスは、過去に対策の前例がない未曾有の事態を引き起こしており、本市が感染症対策の検討を始めた2月下旬においては、効果・効能があると証明できる物品や医薬品等がなく、手探りの状態であったといえる。

そのような状況の中、本市は庁舎内の感染症対策として、市民の来庁に対する不安を少しでも和らげ安心して来庁してもらうために、考え得るありとあらゆる対策を実施してきた。本件マウスウォッシュの設置は、こうした取り組みの一環として行われたものであり、不適切であると評することはできないというべきである。

したがって、本件マウスウォッシュの購入に不当な点はないと判断する。

着眼点2 本市に損害が生じているか。

請求人は、「効果のないものを購入した費用支出、合計 941,153 円は必要性に乏しいまま行われた不当なものであることは明らかであり、これにより市川市は無用の支出を余儀なくされたと言わざるを得ない」と主張している。

しかしながら、これまで述べたとおり、本件マウスウォッシュの購入には不当な点は認められないので、本市に損害が生じているとはいえず、請求人の主張は認められない。

(結論)

以上の理由から、本件請求を棄却することを相当と認め、主文のとおり決定する。